

〔N○. 28〕以下の条件に該当する建築物の新築に係る設計に際して、建築基準法その他の法令の規定の適用に関する設計者の判断として、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

【条件】

- ・用途：物品販売業を営む店舗
- ・規模：地上4階建て（避難階は1階）、高さ15m、延べ面積2,000m²
- ・構造：木造（主要構造部に木材を用いたもの）
- ・所有者となる建築主：民間事業者・設計者：「構造設計一級建築士」及び「設備設計一級建築士」いずれの資格も有していない一級建築士

1. 構造計算において、「応力度の計算等による構造耐力上主要な部分の安全性」、^{令82条}「層間変形角」、^{令82条の4}「屋根ふき材等における風圧に対する構造耐力上の安全性」、^{令82条の6二号イ}「各階の剛性率」、^{令82条の6二号ロ}「各階の偏心率」及び^{令82条の6三号}「建築物の地上部分の地震に対する安全性」を確かめた。

(構造計算) 法20条1項二号 令81条2項二号イ により許容応力等計算でOK 令82条各号, 令82条の2、令82条の4、令82条の6二号イロ、三号

2. 「通常火災終了時間が80分」及び「特定避難時間が70分」と算出されたため、柱及びはり分間の性能を有する準耐火構造とした。^{を80}

(非損傷性) 法21条 令109条の5 80分 法27条1項 令110条一号イ 70分 の場合、柱・梁を80分とすることができる

3. 他の構造設計一級建築士に構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めたが、他の設備設計一級建築士に設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めなかった。

(構造、設備一級) 士法20条の2に該当するので、構造一級の確認が必要。 士法20条の3(3階以上かつ5,000m²超)に該当しないので設備一級の確認は不要

4. 建築主に対して、5年の間隔において、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に建築物の状況の調査をさせ、かつ、その結果を特定行政庁に報告する義務がある旨を伝えた。

(定期報告) 法12条1項 令16条1項三号 規則5条1項 おおむね6ヶ月から3年の間隔で特定行政庁が定める時期